



**2023年度 運輸安全マネジメントに関する取組と**

**2022年度 実績**

**1. 2023年度 安全方針**

- (1) 安全・安心輸送に徹すると
- (2) コンプライアンスを意識すること
- (3) 責任と自覚を以って積極的に業務を遂行すること

**防災安全方針**

- 防災は、
- ・ 生命の安全確保
  - ・ 備えと二次災害の防止
  - ・ 事業の継続を図ること

**2. 輸送の安全に関する目標及び事故統計**

- (1) 2022年度の安全輸送計画目標結果

	事故発生件数目標	実績(貸切)	実績(特定)
加害事故件数	8 件以内	6 件	13 件
(内)加害人身事故	0 件	0 件	0 件

2022年度事故種別

事故種別	特定	貸切
単独物件	12 件	4 件
対 物	2 件	1 件

自動車事故報告規則第二条に規定する事故 : 特定仕業 1件  
: 貸切仕業 0件

- (2) 2023年度の安全輸送計画目標

事故発生件数目標	
加害事故件数	9 件以内
加害人身事故	0 件

※対前年度比 52%減

### 3. 2023年度 重点項目

- 〈全 社〉 1. バックカメラ確認一旦停止  
〈グループ共通〉 2. 人身事故防止

〈営業所別〉

- 横浜 営業所 1. 後退時、安全確認の徹底  
2. 回送時、事故防止の徹底

- 横須賀営業所 1. 後退時、一旦停止しバックモニターで再確認  
2. 後方安全確認の最優先を徹底する

### 4. 2023年度 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の向上を図る
- (2) グループ会社との情報共有を行い、安全風土の醸成に努める
- (3) 事故映像およびヒヤリハット映像を有効活用し、事故の未然防止を図る
- (4) 国土交通省、バス協会、関係団体等の情報を基に事故防止を推進する
- (5) 重点項目に起因する事故に基準を設け、指導徹底を図る
- (6) 後退時・発進時は周囲の状況を把握してから行動し、特に後退時でのバックカメラは一旦停止してから確認する等を徹底し、事故を防止する
- (7) 乗務員の健康状態を確実に把握し健康起因等による事故を防止するため厳正な点呼（疾病・疲労感・睡眠不足・飲酒・薬の服用）の確認を実施する
- (8) 「法定速度の厳守・黄色信号は止まる」等で法令遵守の徹底
- (9) 常に危機感を持ち、危険予知・予測運転の向上に努め、潜んでいる危険を追突できるように指導する

#### 2022年度『各会議体』



事務所会議



所長会議



秋季事故防止大会



事故防止懇談会

## 5. 2023年度 安全に関する教育・研修計画

- 京浜急行バスグループで開催する教育・研修・講習等は積極的に参加する
- 参加体験型及び通信方式等の講習に積極的に参加する
- 各安全マネジメント講習の受講

### 1) 【新人運転士】

- 前歴に旅客自動車運転士として選任の有無にかかわらず、有効的な新人運転士教育プログラムに基づく机上及び実技教習を行う
  - ① 貸切初任運転者教育
    - ・ 運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う
  - ② 特定初任運転者教育
    - ・ 運輸規則（特別な指導監督指針）に基づき初任運転者指導を行う、但し安全運転の実技に関しては貸切初任運転者教育と同等時間で行う
  - ③ 準初任運転士教育
    - ・ 運輸規則に基づき指導する

### 2022年度 初任運転者教育



机上教育



運転席・モニターからの死角確認



実際の距離確認



スラローム走行



リヤ・オーバーハング



峠の走行



踏切通過

### 2) 【運転士】

- 旅客自動車運送事業運輸規則「運転者に対して行う指導監督指針13項目及び法令で定めた2項目を盛り込んだ年間教育実施計画を作成し教育指導を実施する
- 長期非乗務員に対し、乗務を始めようとする前に管理者による運転技能確認をおこない、非乗務1年以上の者には準初任運転者教育を実施する
- 運転しようとする車両の車長が現在より長く、長期に非乗務の場合、運転実習を実施し管理者による運転技能確認を行う
- 適正診断（初任・適齢・特定）受診の完全徹底、一般診断は3年に1回受診する
- 貸切適齢運転者は2年に一回、適齢診断を受診する
- 健康管理の重要性に伴い、管理者は疾病者が医師の診断を受けた後、運転者とヒヤリングを行い、医師からの意見等を聞き指導する

## 2022年度 教育・訓練記録

バス非常口脱出訓練



消火訓練



ドライブレコーダー教育（自身映像・共有映像）



冬山研修



長い下り坂の走行確認



### (1) 所内

- ① 年間教育に基づき現業にて「安全推進懇談会」を開催し指導を行う
- ② 運輸規則、指導監督指針に沿って年間教育より体験型指導を実施する
- ③ 統括運行管理者を軸として、必要な知識・技能教育の実施
- ④ 高齢者(65歳以上)を対象とした特別教育（適齢診断を活用した指導）
- ⑤ 国土交通省告示に基づいた教育
- ⑥ 冬山研修の実施

バス運転者の労働時間研修



グリップ・ナット増締め確認



避難訓練



(2) 外部機関

- 指導及び監督のための専門的な知識・技術並びに場所を有する専門的な機関を積極的に参加する
  - ① 運転技能に関する実車訓練の実施
    - ・ひたちなか安全運転研修
    - ・北海道サロマ湖冬山研修
    - ・その他自社研修
  - ② 適性診断の受診（初任診断・一般診断・適齢診断・特定診断）
  - ③ 救命救急法講習
  - ④ その他、外部機関での運転技能講習等の利用

(3) 苦情・事故惹起者を対象にした教育

- ① 本社運輸担当者を交えた事故、苦情報告の究明調査を実施
- ② 事故、苦情発生の内容により、以下の再発防止指導を行う
  - ・事故再発防止カウンセリング
  - ・数日の期間による机上及び技能教育
  - ・自動車事故報告を行った運輸規則（特別な指導監督）に沿った事故惹起者教育及び適性診断(特定Ⅰ・Ⅱ)を受診
  - ・前年度事故惹起者に対して事故再発防止教育の実施

3) 【運行管理者】

- (1) 運行管理者一般講習の完全受講
- (2) 運輸安全マネジメントに関する外部講習の受講(ガイドラインセミナー・リスク管理・内部監査)
- (3) 運行管理業務の実務研修(事故処理対応・ドライブレコーダー解析活用・適性診断活用)
- (4) 運行管理者の運行業務基礎研修
- (5) 京浜急行バスで開催する教育・講習・研修等に参加する
- (6) 他機関研修等の参加

4) 【防災マネジメント】

- (1) 消防・災害・非常事態発生（乗務中を含む）消防計画に基づくなどとして訓練等実施

5) 【その他】

- (1) 内部監査要員教育の構築と強化のため、外部機関を活用し、多くの監査員を養成する
- (2) 安全意識の啓発のための講演会・研究会への参加
- (3) 防災意識を高め避難訓練の実施

## 6. 輸送の安全に関する運輸安全マネジメント評価

- (1) 第1回 運輸安全マネジメント評価実施
  - 実施機関 関東運輸局神奈川運輸支局
  - 評価日 2017年10月11日
  
- (2) 第1回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
  - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
  - 評価日 2017年7月3日～4日
  
- (3) 第2回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
  - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
  - 評価日 2019年3月6日～7日
  
- (4) NASVA運輸安全マネジメント評価後のフォロー実施
  - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
  - 実施日 2019年4月23日
  
- (5) 第3回 NASVA運輸安全マネジメント評価実施
  - 実施機関 独立行政法人自動車事故対策機構 東京主管
  - 評価日 2022年10月4日～5日

## 7. 運輸安全マネジメント内部監査及び内部点検実施

- (1) 運輸安全マネジメント内部監査
  - 指名監査機関：京浜急行バス 安全推進部及び監査課
  - 【実施日】
    - ① 2016年 3月24日 (2015年度)
    - ② 2017年 3月29日 (2016年度)
    - ③ 2018年 3月13日 (2017年度)
    - ④ 2019年 3月19日 (2018年度)
    - ⑤ 2020年 4月16日 (2019年度分)
    - ⑥ 2021年 3月26日 (2020年度)
    - ⑦ 2022年 3月30日 (2021年度)
    - ⑧ 2023年 2月28日 (2022年度)
  
- (2) 自社内部点検
  - 監査指示者：安全統括管理者
  - 指名監査人：本社 営業部/総務部
  - 実施場所：横須賀営業所/横浜営業所
  - 【実施日】
    - ① 2010年12月17日
    - ② 2011年12月 8日
    - ③ 2012年12月 6日
    - ④ 2013年12月 6日
    - ⑤ 2014年12月 4日
    - ⑥ 2015年12月11日
    - ⑦ 2016年12月11日
    - ⑧ 2017年12月 8日
    - ⑨ 2018年実施なし
    - ⑩ 2019年 3月20日
    - ⑪ 2020年 2月12日
    - ⑫ 2021年 1月28日
    - ⑬ 2022年 2月 9日
    - ⑭ 2023年 2月 9日

## 8. 神奈川県バス協会による適正化事業指導員の巡回指導

- 実施日：2022年5月25日
- 巡回場所：横須賀営業所
- 結果報告：改善要請の有無 **有** **無**
- 改善確認：2022年5月30日
  
- 実施日：2022年7月11日
- 巡回場所：横浜営業所
- 結果報告：改善要請の有無 **有** **無**

## 9. 安全統括管理者

取締役社長 生出 淳

### 2022年度『経営トップ及び経営陣の点呼立会』

【令和4年度 全国交通安全運動期間中 早朝点呼立会】



# 安全管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2第2項の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る事業活動に適用する。

## 第2章 輸送の安全を確保するための事業方針等

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長(以下「社長」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること
- (3) 輸送の安全に関する内部点検を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること
- (4) 輸送に安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること
- (5) 輸送に安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること

- 2 京浜急行バスのグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

#### **(輸送の安全に関する目標)**

第5条 第3条に掲げる方針に基づき目標を策定する。

#### **(輸送の安全に関する計画)**

第6条 第5条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### **第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制**

#### **(社長の責務)**

第7条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、体制の構築等必要な措置を講じる
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、自らが選任した安全統括管理者の意見を尊重する
- 4 社長は、輸送の安全確保するための業務の実施および管理状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う

#### **(社内組織)**

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 運行管理者
  - (3) 整備管理者
  - (4) その他必要な責任者
- 2 運輸担当は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全確保に関する事項を統括する
  - 3 営業所長は、安全統括管理者の命を受け輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督をする
  - 4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合を含め、別に定める組織図による

#### **(安全統括管理者の選任および解任)**

第9条 旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に規程する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他やむを得ない事由により引続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引続き行うことが輸送の安全の確保に支障をおよぼすおそれがあると認められるとき。

#### **(安全統括管理者の責務)**

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責任を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時、内部点検を行い社長に報告をすること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (9) その他の輸送の安全に関する統括管理を行うこと。

### **第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法**

#### **(輸送の安全に関する重点施策の実施)**

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### **(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)**

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

#### **(事故、災害等に関する報告連絡体制)**

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別表に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長または社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う
- 4 社長は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告、または届出を行う

#### **(輸送の安全に関する教育および研修)**

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

#### **(輸送の安全に関する内部点検)**

第15条 社長は、自らまたは安全統括管理者が指名する実施責任者が、安全マネジメントの実施状況等を把握するため、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関する内部点検を実施する。また、重大事故、災害等が発生した場合、または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他必要と認められた場合には、緊急に輸送に関する内部点検を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部点検等が終了した場合には、その結果を改善すべき事項が認められた場合には、その内容を速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる

#### **(輸送の安全に関する業務の改善)**

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または、前条の内部点検の結果や、改善すべき事項があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、必要な改善に関する方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般または必要な事項において、現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる

#### **(情報の公開)**

第17条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則第二条に基づく事故情報、その他安全に関する情報について、毎事業度に外部に対し

公表する。

2 社長は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のため講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する

**(輸送に関する記録の管理等)**

第18条 本規則は業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録、および保存の方法を定め保存する

**付則**

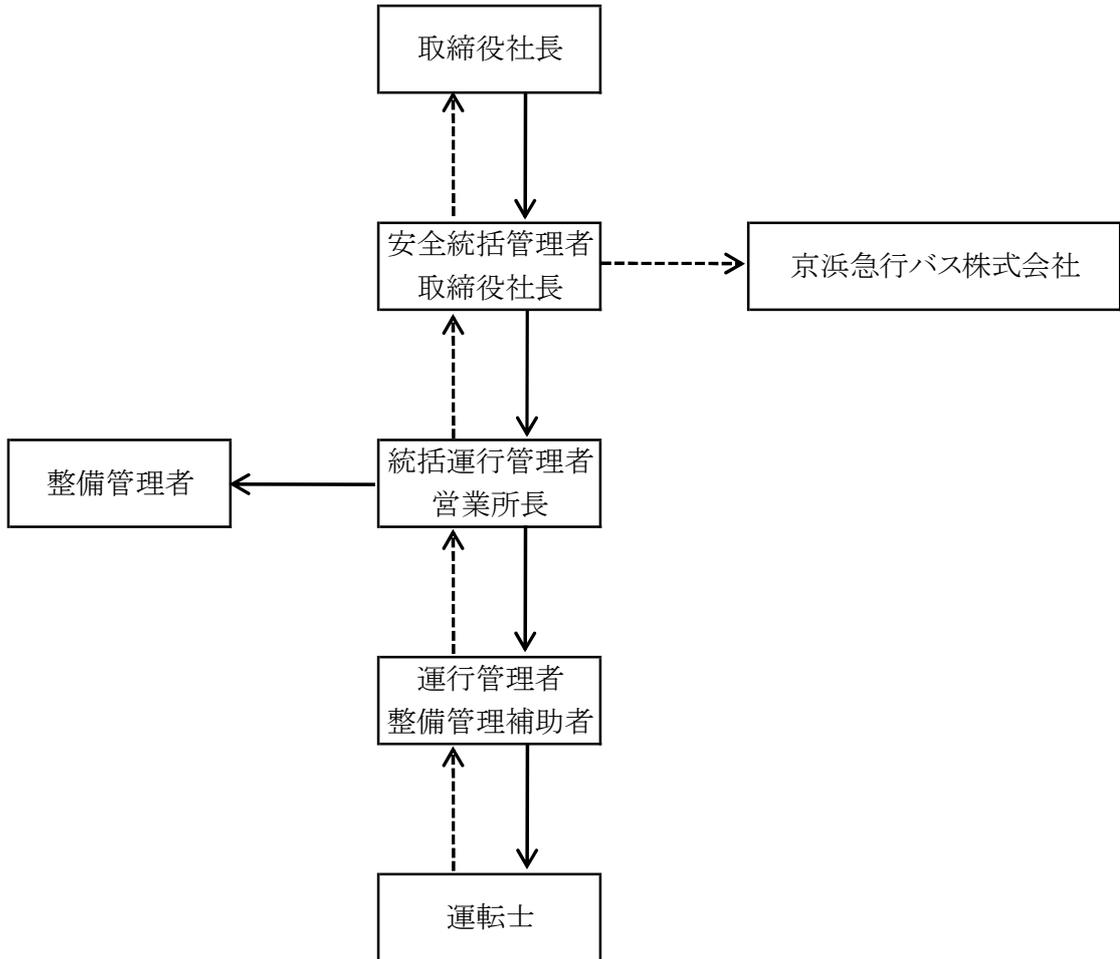
この規則は、平成20年4月1日から実施する。

平成30年8月16日 改定（重大事故・災害時連絡体制図）

令和3年11月1日 改定（安全管理規程一部 指揮命令系図）

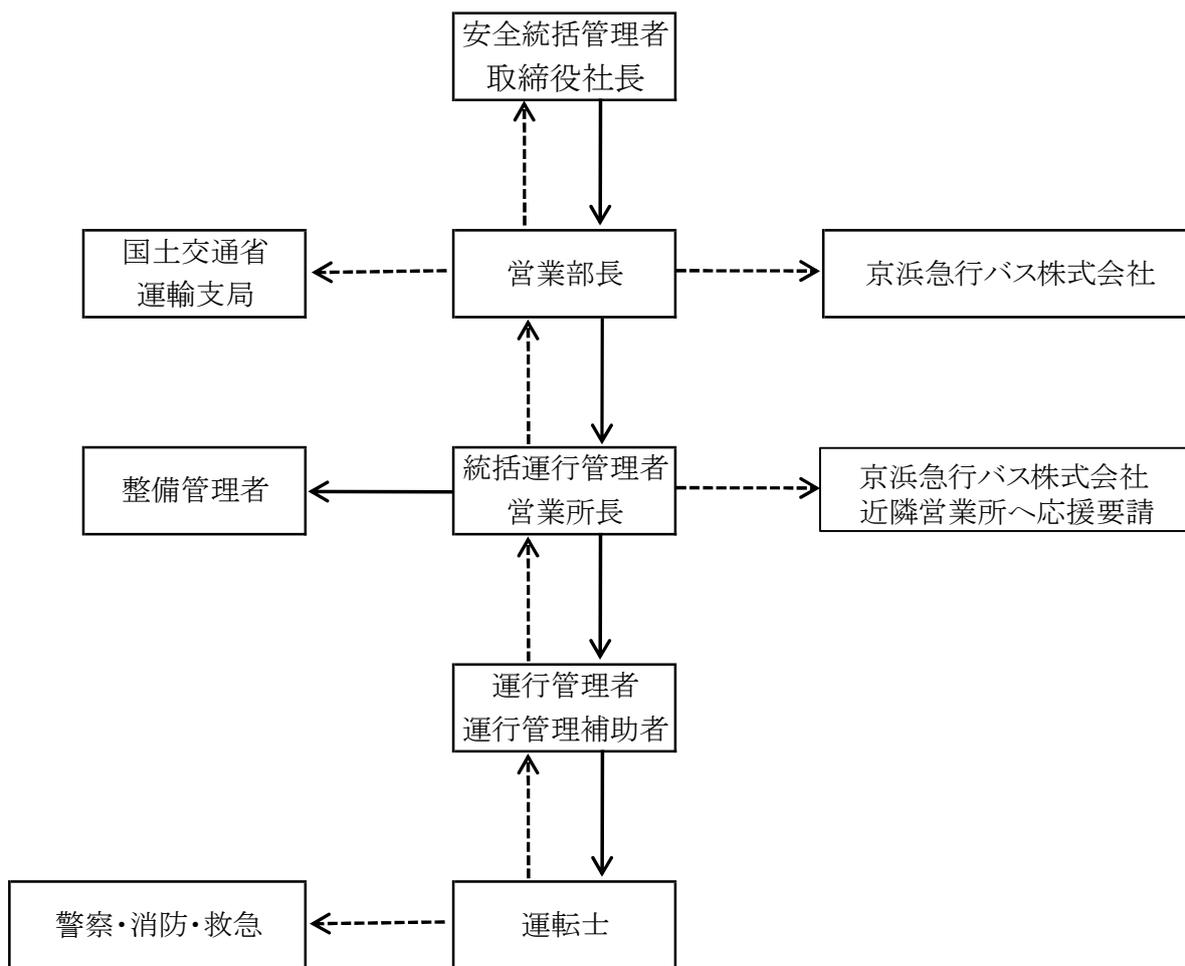
# 東洋観光株式会社

## 安全管理体制組織図



## 東洋観光株式会社

### 重大事故・災害発生時連絡体制図



(注)

事故等によりその職務を遂行できない者が生じた場合  
次席に相当する者が臨時にその職務を遂行する。

